平成２１年（フ）第６０号
宮崎県串間市大字西方6628番地１　メゾン谷口105
債務者　草竹　京子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第５５６号
鹿児島県鹿児島市桜島赤水町923番地１
債務者　福島　　正
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目13番３号　城山マンション102号
債務者　宇都　　務
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６３９号
鹿児島県いちき串木野市旭町107番地　ナカヨシコーポ205号室
債務者　竹中　太一
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７２４号
鹿児島県鹿児島市宮之浦町2989番地２
債務者　谷吉　和真
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７４３号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目17番20号　コーポ児島206号
債務者　窪田　正治
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７５６号
鹿児島県鹿児島市吉野町9046番地６　クレストハウス吉野206号
債務者　中重　　朗
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７５８号
鹿児島県鹿児島市平之町10番11号
債務者　坂之下加代子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７６８号
鹿児島県鹿児島市新照院町27番23号　サンシャイン城山201号
債務者　湊崎　真紀
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７７５号
鹿児島県鹿児島市西伊敷５丁目５番19号
債務者　林　　里美
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９２号
鹿児島県鹿児島市五ケ別府町1411番地　宮内操方、住民票上の住所鹿児島県霧島市隼人町内401番地　リバーサイド108号
債務者　福山　美緒
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８００号
鹿児島県鹿児島市平川町453番地１
債務者　藤木　礼子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８２１号
鹿児島県いちき串木野市下名2946番地４
債務者　田島　邦子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８２２号
鹿児島県いちき串木野市下名2946番地４
債務者　田島　真人
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３７号
鹿児島県いちき串木野市下名1124番地12
債務者　古木　克典
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３８号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目12番15号
債務者　池田　潔孝
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
鹿児島県霧島市隼人町見次1317番地４
債務者　胡广ケ野優子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
鹿児島県姶良郡蒲生町久末606番地12
債務者　川野真由美
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係